

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：五泉市簡易水道事業

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	H18.1.1	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	五泉市	職員数 (H19.4.1現在)	1
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	117円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	209
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.459
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	19.9(H19)
		経常収支比率 (%)	89.6(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：五泉市・中蒲原郡村松町〕
組織統合、会計・料金システムの統合、各種事務の合理化を図っている。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	五泉市長 五十嵐 基
既存計画との関係	集中改革プラン（H19～H23）
公表の方法等	繰上償還関連補正予算審議に係る議会において説明し、その後ホームページ等に掲載します。
基本方針	簡易水道事業については、繰入金により収支を調整していますが、より健全化を図り、安心して使える水の供給を基本に、中長期的な視点に立った経営手法を確立し、より効率的な運営に努めます。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		10	5	15
	補償金免除額		3	0	3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業	21,914	9,506	5,003	36,423
合 計 (A)		21,914	9,506	5,003	36,423
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		21,914	9,506	5,003	36,423

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>市中心部から離れた沢等の多い地形から五地区の簡易水道を運営しているが、上水道に合わせた料金設定としているため、一般会計からの繰り入れにより経営を維持している。</p> <p>厳しい経営の中、最小限の維持管理をしてきている為、石綿管の更新など施設整備は遅れている。現在、簡易水道統合を含む、五泉地区、村松地区の水道統合計画を策定済みであり、統合による料金改定と事務の効率化が課題となっている。</p>
経営課題	<p>課 題</p> <p>合併効果としての事務効率化、人件費の抑制が課題となっている。</p>
	<p>課 題</p> <p>適正な料金設定が課題となっている。</p>
	<p>課 題</p> <p>石綿管残存率が高く、施設の改修が課題となっている。</p>
	<p>課 題</p>
	<p>課 題</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
		(計画前5年度 (決算))	(計画前4年度 (決算))	(計画前3年度 (決算))	(計画前々年度 (決算))	(計画前年度 (決算))	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	32	29	38	55	35	35	34	28	28	28
		(1) 営 業 収 益 (B)	29	29	29	28	30	29	28	28	28	28
		ア 料 金 収 入	29	29	29	28	30	29	28	28	28	28
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他										
		(2) 営 業 外 収 益	3		9	27	5	6	6	0	0	0
		ア 他 会 計 繰 入 金				22	4	6	6	0	0	0
	イ そ の 他	3		9	5	1						
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	29	28	29	41	17	22	27	23	22	22
		(1) 営 業 費 用	17	17	19	19	9	14	20	17	17	17
		ア 職 員 給 与 費	4	4	2	4			6			
		うち退職手当										
		イ そ の 他	13	13	17	15	9	14	14	17	17	17
		(2) 営 業 外 費 用	12	11	10	22	8	8	7	6	5	5
ア 支 払 利 息		12	11	10	9	8	8	7	6	5	5	
うち一時借入金利息												
イ そ の 他				13								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4	1	9	14	18	13	7	5	6	6		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	24	16	38	36	35	24	16	3	3	4
		(1) 地 方 債			20	26	17	14	10			
		(2) 他 会 計 補 助 金	24	16	18	10	8	8	6	3	3	4
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
		(6) 工 事 負 担 金					10	2				
	(7) そ の 他											
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	27	17	47	50	53	37	23	8	9	10
		(1) 建 設 改 良 費	12	2	30	32	34	16				
		うち職員給与費			2	3	6	6				
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	15	15	17	18	18	21	23	8	9	10
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-3	-1	-9	-14	-18	-13	-7	-5	-6	-6		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	65.3	67.0	63.8	48.2	81.9	93.5	68.3	99.7	100.0	100.0
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	72.7	67.4	82.6	93.2	100.0	81.4	68.0	90.3	90.3	87.5
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	0.0	0.0	0.0	40.0	11.4	17.1	17.6	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金	0.0	0.0	0.0	9.1	11.4	11.4	8.8	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	0.0	0.0	0.0	30.9	0.0	5.7	8.8	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの				19.9(H19)						
	資本的収入分	100.0	100.0	47.4	27.8	22.9	33.3	37.5	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	100.0	100.0	47.4	27.8	22.9	33.3	37.5	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	課題 水道使用者の公正な利益と簡易水道の健全な増進を図り、地域住民の向上に寄与するよう配慮する。 人口、使用水量とも微減傾向であり計画期間中の大幅な増減は無いと考える。
2 他会計繰入金の見込み	課題 平成21年度から基準外繰入金は解消する予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	課題 簡水を含む、五泉地区、村松地区の水道統合計画を策定中であり、近い将来統合に係る大規模投資が必要と考えている。また、資産売却等は該当物件が無いので考えていない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	課題 維持管理について、職員一人を削減し上水道事業に管理委託をする事で、経費削減を図ることとした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に就く職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>・合併前の両市町において、退職者の不補充により職員数の削減を行ってきました。課題 に対応するため集中改革プランでは、事務事業の再編・整理等を徹底し、総事務量の減量化に努めることで職員数の削減を行います。また、定員管理の適正化と併せ、国に準じた給与構造改革の取組みを進め人件費の抑制に努めます。</p> <p>課題 (本市の集中改革プランは公営企業等職員を含み計画している。) ・集中改革プラン期間前の5年間H11～H16年度の職員数削減は、55人7.7%(行革推進法4.6%相当数)を削減しました。 ・集中改革プランでは、民間委託等の推進を含んだ事務事業の再編・統合等を総合的に実施することにより、職員数をH17.4.1現在645人から69人を削減しH24.4.1時点で576人、10.7%以下に削減することを目標としています。 ・簡水は、平成21年度から1名減(職員給与費を6百万円減額)し、上水道に業務委託(維持管理費の委託料を3百万円増額)する計画です。</p> <p>・本市の給与制度は、国家公務員の給与制度に準拠することを基本として、毎年行われる人事院勧告に基づき、給料表の改定、退職時特別昇給の廃止、退職手当の支給率の改定など国に準じて見直しを行い、給与の適正化に努めてきました。また、平成18年1月1日の合併を契機に特殊勤務手当、特別昇給などの見直しを行い定員管理の適正化と併せて人件費の抑制に努めています。</p> <p>・平成18年4月1日の国家公務員の給与構造改革に合わせ給与構造の見直しを実施した。国においては、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して人材育成、任用・人事配置、給与処遇などに活用する制度づくりが進められています。本市においても人事考課制度の構築に向け試行を行っています。なお、地域手当については支給地域に該当していないため支給していません。 ・今後は、年功的な処遇を改め、職員の勤務実績、能力等の勤務成績を一定の評価基準・方法により評価し、職員の人材育成や給与処遇などに反映させていく方針です。</p> <p>・本市の技能労務職の給料表は平成18年1月1日の合併以前は、一般職と同じ行1の給料表を使用していましたが、合併を機会に全て行2の給料表に切替ました。今後も国に準じた給与と改定など人件費の抑制に努めていく方針です。 ・なお、簡易水道事業特別会計では以前から技能労務職員はならず、今後も配置する予定はありません。</p> <p>・退職時特昇等退職手当については、平成17年度より廃止しており、今後とも国に準じた退職手当とする方針です。</p> <p>・当市においては、職員共助会(職員の互助会組織)で福利厚生事業を実施しており、市は福利厚生事業に対し補助金を出しているが、その率や額について現在見直し中であり補助金を削減する方針です。公営企業として支出はしていない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>収納業務を上水に委託し、維持費を縮減している。 配水管修理費は高騰を避けるため、修理業者と単価契約をしている。</p> <p>指定管理者制度になじむ施設が無いので未実施である。民間委託については検針業務、給水装置の修繕業務を民間に委託済。 PFIについては未実施。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	課題 に対して 簡易水道統合を含む、五泉地区、村松地区の水道統合計画を策定済であり、現在一市で二つある料金体系を統一し適正な料金水準を設定してい きたい。 資産売却に該当する資産は無い。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 行政評価の導入	・五泉市行財政改革大綱及び五泉市集中改革プランの策定にあたっては、H19年1月にパブリックコメントを実施、H19年3月策定後は、3月に市の ホームページで市民へ公表。また、広報「ごせん」にはH19年5月号に掲載し、市民へ公表を行いました。 今後も集中改革プラン進行管理等について、同様に公表していきます。 ・行政改革や財政状況に関する情報については、行財政改革大綱、集中改革プラン、財政状況一覧表、財政分析比較表等を市のホームページと 広報「ごせん」に掲載し、情報の公開を行っています。 行政評価の導入については、平成17年度に庁内研究会を立上げ、現在、事務事業評価のマニュアルの策定、実施要綱の策定、職員研修、事務 事業及び施策評価の試行等を行っています。
5 その他	課題 石綿管の布設替計画を盛り込んだ簡水を含む五泉地区、村松地区の水道統合計画を策定中であり、それに沿って改修を進めていきたい。

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(本市の集中改革プランは公営企業等職員・特別会計職員を含み計画している。) ・集中改革プラン期間前の5年間H11～H16年度の職員数削減は、55人7.7%(行革推進法4.6%相当数)を削減しました。 ・集中改革プランでは、民間委託等の推進を含んだ事務事業の再編・統合等を総合的に実施することにより、職員数をH17.4.1現在645人から69人を削減しH24.4.1時点で576人、10.7%以下に削減することを目標としています。 ・簡易水道は平成21年度に1名減とし水道事業に業務委託をする計画である。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は無い
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成21年度から基準外繰入金は解消する予定である。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、19.9(H19)に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化) 1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	4	4	4	7	6		6	6	0	0	0		
	改善額	0	0	0	-3	-2		0	0	6	6	6	18	
	給与水準													
	改善額													
	その他(職員の削減)													
	改善額									6	6	6		
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数 (人)	1	1	1	1	1		1	1	0	0	0		
	増減数 (人)	0	0	0	0	0		0	0	-1	0	0	-1	
1	維持管理費等	1	1	1	2	1		1	1	4	4	4	4	
	改善額(適正化)	0	0	0	-1	0		-1	0	-3	-3	-3	-9	
	工事コスト 2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	214	199	204	210	209		202	188	179	170	160		
	増減		15	-5	-6	1		-7	-14	-9	-9	-10		
計画前5年間改善額 合計							-6						改善額 合計	9
													(参考) 補償金免除額	3

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
年間総有収水量 (千m ³)	233	232	232	232	232	232	232	232	232	232
公称施設能力 (m ³ /日)	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192
1日最大配水量 (m ³ /日)	1,110	850	820	826	981	980	980	980	980	980
最大稼働率 (%)	93.1	71.3	68.8	69.3	82.3	82.2	82.2	82.2	82.2	82.2
供給単価 (円/m ³)	124	124	125	122	127	125	121	121	121	121
給水原価 (円/m ³)	190	185	196	253	155	134	177	121	121	121

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成18年度に、簡易水道を含む水道統合計画を策定済み。今後、内部検討し、平成20年度中に有識者等で構成する「水道委員会」に諮りながら統合を進めていく方針である。基本的には、4地区の簡水を上水道と連絡させ、1地区の簡水と1小規模水道をソフト統合する計画である。